

# 筑豊広域都市計画道路の変更概要（飯塚市決定）

## 1. 概要

福岡県飯塚市における都市計画道路の見直しの一環として、市決定による2路線の見直し手続きを実施するものです。

## 2. 変更概要

□3・4・33-106号 水洗安丸線（当初決定 平成5年6月16日）

水洗安丸線は、交通等の現状及び将来の見通しを勘案し、土地利用の増進と都市内交通の円滑化を図ることを目的とし、飯塚市綱分字水洗から飯塚市綱分字安丸を起終点とする延長約2,110m、幅員16m（2車線）の補助幹線道路です。

近年の社会情勢の変化や周辺道路網の状況により、交通機能は代替可能と考えられることから、変更するものです。

□3・5・33-27号 南尾平恒工業団地線（当初決定 平成11年11月1日）

南尾平恒工業団地線は、平恒工業団地を周回する域内のサービス道路として、線形改良及び歩道整備を目的とし、飯塚市南尾字野添から飯塚市平恒字堤尻を起終点とする延長約3,010m、幅員13m（2車線）の補助幹線道路です。

近年の社会情勢の変化や周辺道路網の状況により、交通機能は代替可能と考えられることから、廃止するものです。

## 3. 手続きスケジュール

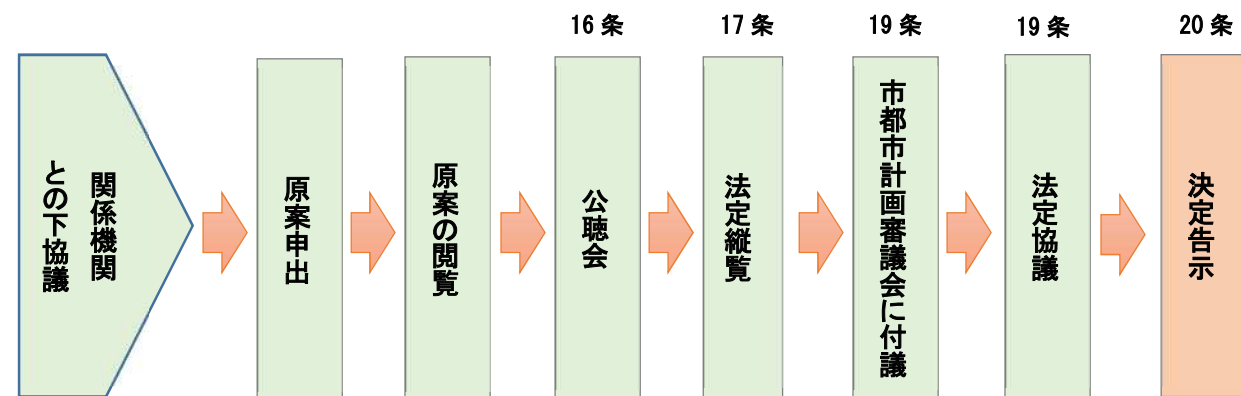


図 手続きスケジュール

表 実施項目と実施月

【実施項目】	【実施月】	【備考】
関係機関との下協議	令和4年12月	
原案申出	令和4年12月	
原案閲覧	令和5年2月	
公聴会	令和5年3月(中止)	法16条
法定縦覧	令和5年6月	法17条
市都市計画審議会に付議	令和5年7月	法19条
法定協議	令和5年8月(予定)	法19条
決定告示	令和5年9月(予定)	法20条

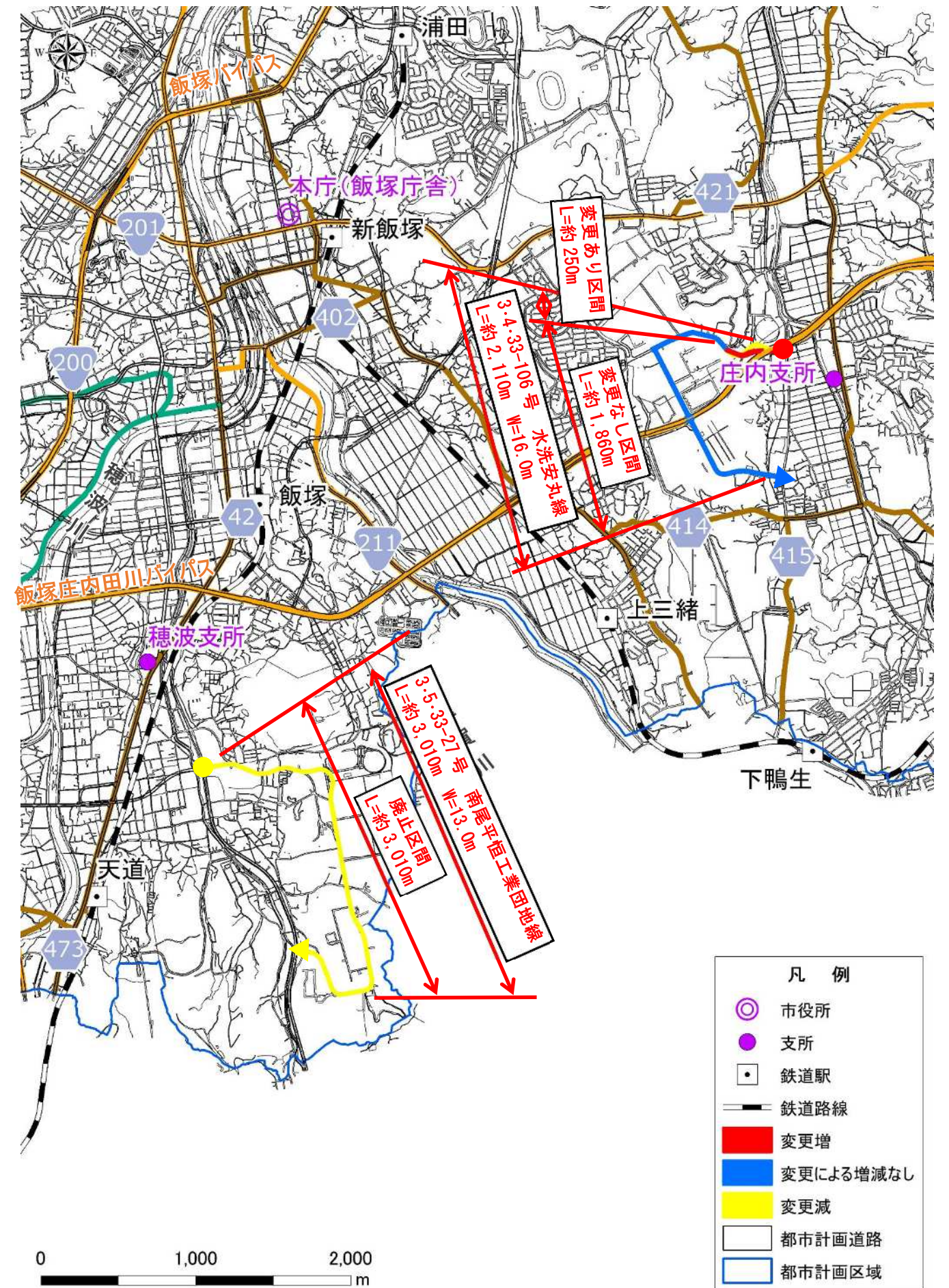


図 路線位置図